

# 兵庫県公立大学法人教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第2条）
- 第2章 勤務時間、休憩、週休日及び休日（第3条—第15条）
- 第3章 勤務時間の特例（第16条）
- 第4章 休暇（第17条—第24条）
- 第4章の2 在宅勤務（第24条の2）
- 第5章 雜則（第25条）

## 附則

### 第1章 総 則

#### （趣旨）

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人教職員就業規程(平成25年法人規程第25号。以下「教職員就業規程」という。)第35条の規定に基づき、兵庫県公立大学法人(以下「法人」という。)に勤務する教職員(教職員就業規程第3条第1項及び第2項に規定する教職員をいう。以下同じ。)の勤務時間、休日及び休暇に関して必要な事項を定めるものとする。

#### （法令との関係）

第2条 教職員の勤務時間、休日及び休暇に関し、この規程に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の関係法令及び法人の他の規程の定めるところによる。

### 第2章 勤務時間、休憩、週休日及び休日

#### （1週間の勤務時間）

第3条 教職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1月を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 兵庫県公立大学法人教職員等の子育て支援に関する規程(平成25年法人規程第43号。以下「子育て支援規程」という。)第15条に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた教職員(以下「育児短時間勤務教職員」という。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、法人が定める。

3 法人は、職務の特殊性等により前各項に規定する勤務時間を超えて勤務することを

必要とする教職員の勤務時間について、別に定めることができる。

#### (始業及び終業の時刻)

**第4条** 教職員の始業及び終業の時刻は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 始業 午前8時45分 終業 午後5時30分
- (2) 始業 午前9時 終業 午後5時45分

2 兵庫県公立大学法人組織規程（平成25年法人規程第1号）第8条の2に規定する附属高等学校及び附属中学校（以下「附属学校」という。）の教職員の始業及び就業の時刻は、前項の規定にかかわらず次のとおりとする。

始業 午前8時10分 終業 午後4時40分

3 法人は、業務その他特別の理由があるときは、前2項の規定にかかわらず、始業及び終業の時刻に関して別に定めることができる。

#### (休憩時間)

**第5条** 教職員の休憩時間は、午後0時から午後1時までとする。

2 附属学校の教職員の休憩時間は、前項の規定にかかわらず、午後0時25分から午後1時15分とする。

3 休憩時間は、職務の特殊性等により必要がある場合において、労基法第34条第2項の規定による協定の定めるところにより、一斉に与えないことができる。

4 前条第3項の規定は、休憩時間について準用する。

#### (出勤簿)

**第6条** 教職員は、定刻までに出勤し、直ちに出勤簿にみずから押印しなければならない。

#### (週、週休日及び勤務時間の割振り)

**第7条** 週は、日曜日に始まり土曜日に終わる7日間を指すものとし、日曜日及び土曜日を週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、法人は、育児短時間勤務教職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとする。

2 法人は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務教職員については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

**第8条** 法人は、業務の運営上事情により特別の形態によって勤務する必要のある教職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 法人は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、別に定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務教職員にあっては8日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性等(育児短時間勤務教職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務教職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である教職員について、別に定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務教職員にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

#### (週休日の振替等)

**第9条** 法人は、教職員に第7条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、別に定めるところにより、第7条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち別に定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

#### (正規の勤務時間以外の時間における勤務)

**第10条** 法人は、第3条、第7条、第8条及び前条の規定による勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において教職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務その他の別に定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該教職員が育児短時間勤務教職員である場合にあっては、業務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として別に定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 法人は、業務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において教職員に前項に規定する勤務以外の勤務をすることを命ずることができ。ただし、当該教職員が育児短時間勤務教職員である場合にあっては、業務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として別に定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができ。

3 前項の場合において、労基法第32条の規定による労働時間を超える勤務又は同法第35条の規定による休日における勤務については、労基法第36条第1項に規定する協定の定めるところによる。

**第10条の2 教職員のうち、附属学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、講師（兵庫県公立大学法人就業規程（平成25年法人規程第25号。以下「就業規程」という。）第2条に定める講師を除く。）及び実習助手（常時勤務の者及び兵庫県公立大学法人教職員の再雇用に関する規程（平成25年法人規程第26号。以下「再雇用規程」という。）第5条に規定する短時間勤務の再雇用教職員に限り、管理職手当を受ける者を除く。以下「附属学校教員」という。）には、原則として前条第2項に規定する勤務及び第14条に規定する休日における正規の勤務時間中の勤務（以下「時間外勤務」という。）は命じないものとする。**

2 附属学校教員に対して時間外勤務を命ずる場合は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第6条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の政令で定める基準に従い、別途定める場合であって、臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。

#### （育児又は介護を行う教職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

**第11条 法人は、小学校就学の始期に達するまでの子（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する子をいう。以下この項から第3項までにおいて同じ。）のある教職員（教職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該教職員を除く。）が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求をした場合には、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。**

2 法人は、3歳に満たない子のある教職員が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求をした場合には、当該請求をした教職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第10条第2項の規定による勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下この条において同じ。）をさせてはならない。

3 法人は、小学校就学の始期に達するまでの子のある教職員が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求をした場合には、当該請求をした教職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第10条第2項の規定による勤務をさせてはならない。

4 前3項の規定は、要介護者（配偶者等（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他別に定める者を含む。）で負傷、疾病又は老齢により別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）を介護する教職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある教職員（教職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該教職員を除く。）が、別に定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者（第4項に規定する要介護者をいう。以下この項から第3項までにおいて同じ。）のある教職員が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第2項中「3歳に満たない子のある教職員が、別に定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある教職員が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「当該請求をした教職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「業務の正常な運営を妨げる」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある教職員が、別に定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある教職員が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

5 前各項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限について必要な事項は、別に定める。

#### （超勤代休時間）

**第12条** 法人は、兵庫県公立大学法人教職員給与規程（平成25年法人規程第46号。以下「教職員給与規程」という。）第26条第6項の規定により超過勤務手当を支給すべき教職員に対して、別に定めるところにより、当該超過勤務手当の一部の支給に代わるべき措置の対象となるべき時間（以下「超勤代休時間」という。）として、別に定める期間内にある勤務日等（第14条第2項各号に掲げる休日及び第15条第1項に規定する代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により超勤代休時間を指定された教職員は、当該超勤代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

#### （非常災害時の勤務）

**第13条** 法人は、災害その他避けることのできない事由によって、必要があるときは、労基法第33条第1項に規定する手続きを経て、その必要の限度において、臨時に第

10 条第 2 項に規定する勤務又は次条第 2 項各号に掲げる休日における勤務を命ずることができる。

#### (休日)

**第 14 条** 教職員は、休日には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間中においても勤務することを要しない。

2 前項の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(第 7 条第 1 項又は第 8 条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている教職員以外の教職員にあっては、当該休日が週休日に当たるときは、別に定める日)
- (2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
- (3) 国の行事が行われる日で別に定める日

#### (休日の代休日)

**第 15 条** 法人は、教職員に前条に規定する休日である第 7 条第 2 項、第 8 条又は第 9 条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日等」という。)に特に勤務することを命じた場合には、別に定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(以下「代休日」という。)として、第 12 条第 1 項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く勤務日等を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された教職員は、勤務を命ぜられた休日に勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

### 第 3 章 勤務時間の特例

#### (専門業務型裁量労働制)

**第 16 条** 教員(教職員就業規程第 2 条に規定する教員をいう。以下同じ。)のうち、主として研究に従事する教授、准教授及び講師並びに専ら研究に従事する助教及び助手については、労基法第 38 条の 3 第 1 項に規定する専門業務型裁量労働制を適用する。

2 教員が前項の適用を受ける場合には、第 4 条は適用しない。

### 第 4 章 休 暇

#### (休暇の種類)

**第 17 条** 教職員の休暇は、次のとおりとする。

- (1) 年次休暇
- (2) 病気休暇

- (3) 特別休暇
- (4) 育児部分休暇
- (5) 介護休暇
- (6) 介護時間
- (7) 組合休暇

2 育児部分休暇については、別に子育て支援規程で定めるところによる。

#### (年次休暇)

**第 18 条** 年次休暇は、1暦年ごとにおける休暇とし、その日数は、1暦年において、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる教職員以外の教職員 20日(育児短時間勤務教職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で別に定める日数)
  - (2) 次号に掲げる教職員以外の教職員であって、当該年の中途において新たに教職員となるもの その年の在職期間等を考慮し、20日を超えない範囲内で別に定める日数
  - (3) 当該年の前年において国家公務員、地方公務員又はその業務が国及び地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち別に定めるものに使用される者(以下「国家公務員等」という。)であった者であって法人の要請に応じ引き続き当該年に新たに教職員となったものその他別に定める教職員 国家公務員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の別に定める日数を加えた日数を超えない範囲内で別に定める日数
- 2 年次休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、別に定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。
- 3 法人は、年次休暇を教職員の請求する時期に与えなければならない。ただし、請求された時期に年次休暇を与えることが業務の正常な運営を妨げる場合には、他の時期にこれを与えることができる。

#### (病気休暇)

**第 19 条** 病気休暇は、教職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とし、その期間は、別に定める。

#### (特別休暇)

**第 20 条** 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他特別の事由

により教職員が勤務しないことが相当である場合として別に定める場合における休暇とし、その期間は、別に定める。

- 2 前項に規定するもののほか、法人は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる期間の特別休暇を与えるものとする。
  - (1) 教職員が公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号。以下同じ。)第 10 条第 1 項に規定する被選挙権を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
  - (2) 教職員が公職選挙法第 3 条に規定する公職に従事する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- 3 前項に規定する特別休暇は、その期間の勤務しない 1 時間ににつき、教職員給与規程第 37 条に規定する勤務時間 1 時間当たりの給与額を減額する。
- 4 第 2 項の規定は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成 12 年法律第 50 号)第 2 条第 1 項の規定及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成 13 年 12 月 20 日兵庫県条例第 45 号)に基づき、兵庫県から法人に派遣される職員(教職員就業規則第 2 条に規定する職員をいう。)には適用しない。

#### (介護休暇)

**第 21 条** 介護休暇は、教職員が要介護者の介護をするため、法人が、別に定めるところにより、教職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。
- 3 前条第 3 項の規定は、介護休暇について準用する。

#### (介護時間)

**第 21 条の 2** 介護時間は、教職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において 1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。
- 3 第 20 条第 3 項の規定は、介護時間について準用する。この場合において、同項中「その期間の勤務しない」とあるのは、「その勤務しない」と読み替えるものとする。

#### (組合休暇)

**第 22 条** 組合休暇は、教職員が登録を受けた教職員団体の規約に定める機関で別に定めるものの構成員として当該機関の業務に従事する場合又は登録を受けた教職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該教職員団体の業務と認められるものに従事する場合における休暇とし、その日数は、1暦年につき 30 日以内とする。

2 第 20 条第 3 項の規定は、組合休暇について準用する。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇の承認)

**第 23 条** 病気休暇、特別休暇（別に定めるものを除く。）、介護休暇、介護時間及び組合休暇については、別に定めるところにより、法人の承認を受けなければならない。

(休暇に関する委任)

**第 24 条** 第 17 条から前条までに規定するもののほか、休暇に関する手続その他の休暇に関して必要な事項は、別に定める。

## 第 4 章の 2 在宅勤務

(在宅勤務)

**第 24 条の 2** 教職員は、あらかじめ承認を受けて、在宅勤務（自宅その他これに準ずるものとして定める場所における勤務をいう。次項において同じ。）をすることができる。

2 前項に定めるもののほか、同項の承認の手続その他在宅勤務に関して必要な事項は、別に定める。

## 第 5 章 雜 則

(補則)

**第 25 条** この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 59 条第 2 項の規定により、この規程の施行の日に法人の教職員となった者（以下「承継教職員」という。）が、同日前において、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 6 年兵庫県条例第 43 号。以下「勤務時間等条例」という。）に基づき、同日以後の期間について年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇又は組合休暇の承認を受けている場合は、この規程により承認を

受けたものとみなす。

- 3 承継教職員のこの規程の施行の日における年次休暇の日数は、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、同日の前日における勤務時間等条例に基づく年次休暇の未使用の日数及び時間とする。
- 4 承継教職員が、勤務時間等条例に基づきこの規程の施行の日の前から病気休暇を取得し、同日以後も引き続き取得している場合には、同日前の病気休暇は、この規程により取得しているものとみなして休暇日数を算定する。
- 5 承継教職員のこの規程の施行の日における特別休暇の日数は、第 20 条の規定にかかわらず、勤務時間等条例に基づき同日前に取得している日数及び時間を控除した残りの日数及び時間とする。
- 6 承継教職員のこの規程の施行の日における介護休暇の日数は、第 21 条の規定にかかわらず、勤務時間等条例に基づき同日前に取得している日数及び時間を控除した残りの日数及び時間とする。
- 7 承継教職員のこの規程の施行の日における組合休暇の日数は、第 22 条の規定にかかわらず、勤務時間等条例に基づき同日前に取得している日数及び時間を控除した残りの日数及び時間とする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

### (経過措置)

- 2 改正前の規程第 23 条の規定により介護休暇の承認を受けた教職員であって、附則第 1 項に掲げる規定の施行の日（以下この項において「第 1 項施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この項において単に「初日」という。）から起算して 6 月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の規程第 21 条第 1 項に規定する指定期間については、法人は、別に定めるところにより、初日から当該教職員の申出に基づく第 1 項施行日以後の日（初日から起算して 6 月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

### (経過措置)

- 2 附属学校における勤務時間、休日及び休暇に関しては、当分の間、この規程の定めるところに抵触しない限りにおいて、兵庫県公立学校教職員給与関係規程及び兵庫県教育関係通知を準用するものとする。

**附 則**

(施行期日)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

この規程は、令和 6 年 1 月 18 日から施行する。